

まほろば環境衛生組合入札参加者心得

(目的)

第1条 この心得は、まほろば環境衛生組合（以下「組合」という。）が発注する工事請負、物品調達、業務委託及び修繕請負等の一般競争入札（事後審査型制限付一般競争入札を含む。以下同じ。）及び指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が、守るべき事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、まほろば環境衛生組合契約規則（令和2年まほろば環境衛生組合規則第13号。以下「規則」という。）、入札指名通知その他入札に関する通知事項及び入札説明書の各項等を遵守しなければならない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはいけない。

(入札の無効)

第4条 規則及び入札指名通知事項等に違反した入札は、無効とする。

(その他)

第5条 この心得に明記のない事項及び解釈については、組合の指示によるものとする。